### 在シカゴ日本国総領事館Eメールマガジン

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

《第 123 号》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2/10/2015

#### ◎目次

- 1.2月20日は「旅券(パスポート)の日」です
- 2. 平成26年度領事出張サービスのお知らせ
- 3. 日本関連文化事業のお知らせ
- 4. 米国医療保険制度改革法の在留邦人への適用について
- 5. 休館日のお知らせ

\_\_\_\_\_

1.2月20日は「旅券(パスポート)の日」です

\_\_\_\_\_\_

幕末から明治初期にかけて「旅券(パスポート)」に一定した呼び名はなく、印章、印鑑、旅切手、免状などの名称が使用されていました。「旅券」という正式な名称が決まるのは、1878年(明治 11 年)のことで、同年 2 月 20 日に「海外旅券規則」が制定され、「旅券」という言葉が初めて法令上使われました。これを記念して生まれたのが「旅券の日」です。

旅券は海外に滞在する際、ご自身が日本人であることと、氏名・年齢などを証明する国際的な身分証明書であり、また、海外で万が一ご自身の身に何かが起こった時に、その国の政府に対して、ご自身に必要な保護と援助を与えるよう要請する重要な公文書です。

平成 26 年中の当館管轄地域内における旅券の紛失・盗難件数は 39 件です。旅券の紛失のほとんどが、自宅、飛行機の機内、バスや電車の車内、レストラン等で本人の不注意によって紛失したものです。また、旅券の盗難の多くは車上荒らしによるものです。

紛失・盗難旅券は、闇ルートなどを通じて国際的な犯罪組織等の手に入り、偽変造され不法な 出入国に使われたりするケースもあります。紛失・盗難旅券が数か月後に外国で不正に使用され るケースもありますので、知らないうちに知らない所であなたの旅券が不正に使用されないよう に、旅券の管理には十分ご注意下さい。

また、旅券に一定以上の有効期間が残っていることを入国の条件としている国もあります。渡 航前に慌てないためにも、改めて旅券の所在を確認すると共に、お持ちの旅券がいつまで有効な のかご確認ください。

なお、万が一、旅券を紛失・盗難された場合には、必ず最寄りの日本国大使館又は総領事館に

ご連絡ください。尚、紛失・盗難届を出した旅券が後日見つかった場合でも、使用することはで きません。

\_\_\_\_\_\_

2. 平成26年度領事出張サービスのお知らせ

\_\_\_\_\_\_

領事出張サービスを下記のとおり実施する予定です。出張サービスでは、在外選挙人名簿登録申請のほか、旅券の申請・交付、在留届(変更届)、各種証明の申請、戸籍・国籍に関する届出を取り扱っておりますので、多くの方のご利用をお待ちしております。

- 3月13日(金) ウィスコンシン州マディソン(旅券仮申請受付期限:2月27日) http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con wi 150313.pdf
- 3月20日(金) ミネソタ州ブルーミントン(旅券仮申請受付期限:3月6日) http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con\_mn\_150320.pdf

また、平成 27 年度に実施する領事出張サービスの具体的な日時・場所につきましては、決定 次第、当館ホームページおよび本メール・マガジンでお知らせしますが、最新の情報をお知りに なりたい方は、当館ホームページを定期的にチェックしてください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con\_main\_j.html#con\_ex

\_\_\_\_\_

3. 日本関連文化事業のお知らせ

\_\_\_\_\_

(1) アニメ・ミルウォーキー

日時:2月13日(金)~15日(日)

場所: Hyatt Regency Milwaukee (333 West Kilbourn Ave., Milwaukee, WI 53203)

/ Wisconsin Center (400 West Wisconsin Ave., Milwaukee, WI 53203)

ウィスコンシン最大のアニメ・コンベンション・イベントです。日本アニメの上映会(中江功監督『ロック~わんこの島~』(14日(土)午後6時30分~),及び新海誠監督『言の葉の庭』(15日(日)午後1時~),いずれも日本語音声/英語字幕)も行われます。コンベンション入場有料。詳しくは以下のウェブサイトをご覧ください。

http://animemilwaukee.com/

(2) J-Quiz (ミネソタ日本語能力クイズ大会)

日時:2月14日(土)午前7時30分~午後3時30分(決勝戦は12:30頃から開始予定)

場所: ノーマンデール・コミュニティ・カレッジ Lorenz Auditorium (Fine Arts Building)

(9700 France Avenue South, Bloomington, MN 55431)

ミネソタ日米協会主催、当館共催で、ミネソタ州及びウィスコンシン州の高校生が日本語と日本 文化の知識を競うクイズ大会が開催されます。優勝者にはワシントン DC で行われるジャパン・ ボウル及びさくら祭りに参加するための切符が渡されます。

http://mn-japan.org/ja/2014/12/j-quiz-2014/

#### (3) 現代日本の陶磁器展(シカゴ市)

日時:2月20日(金)~3月16日(月)平日の午前9時15分~午後5時

2月28日(土), 3月14日(土) 正午~午後5時

場所:シカゴ総領事館広報文化センター (737 N. Michigan Ave., Suite 1000, Chicago, IL 60611) 特色ある窯をもつ有田・唐津, 萩, 備前, 京都, 久谷, 瀬戸・美濃, 益子で窯の伝統を引き継ぎつつ、優れた作品を制作している現代若手陶芸家の作品を紹介します。入場無料。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/japanesepottery.html

### (4) 第17回カンザス日本語コンテスト

日時: 2月28日(土)午前11時~午後4時30分

場所: Olathe East High School (14545 W. 127th St., Olathe, KS 66062)

地域の高校生,大学生,大人が日本語及び日本文化の知識を競うクイズ大会。日本食や日本関連 グッズの販売も行われます。入場無料。

http://kcjas.org/event-1745666

# (5) 日本経済についての講演会(シカゴ市)

日時:3月4日(水)午後6時~7時30分

場所: Baker & McKenzie (300 E. Randolph, Suite 5000, Chicago, IL 60601)

木村福成教授(慶應義塾大学経済学部)が「TPP as a Crucial Piece of Abenomics」をテーマ に講演します(使用言語:英語)。入場有料。詳しくは以下のウェブサイトをご覧ください。

http://www.jaschicago.org/events/?ee=136

\_\_\_\_\_\_

### 4. 米国医療保険制度改革法の在留邦人への適用について

米国医療保険制度改革法の在留邦人への適用について,在米国日本大使館から日本の公的医療保険が医療制度改革法の定める基準を満たした医療保険とみなされるのかという点を中心に、米国政府に繰り返し照会してまいりましたところ,先日、米国政府から,照会内容について回答がありました。詳しくは、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con\_ins\_150204.pdf

\_\_\_\_\_

# 5. 休館日のお知らせ

\_\_\_\_\_\_

次回の当館休館日は以下のとおりです。

2月12日(木) Lincoln's Birthday

2月16日(月) Washington's Birthday

休館日には領事窓口、広報文化センター、電話での応対等、通常業務は行っておりません。海外への渡航などで日本のパスポート(旅券)の発給を申請される場合には、発給まで時間を要しますので、現在お持ちのパスポートの有効期間を予めご確認の上、早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con\_main\_j.html

なお、事件・事故に巻き込まれた方、その他緊急の用件のある方は、当館代表電話 (312-280-0400) に電話し、音声に従って操作して頂きますと、緊急電話受付につながります。

総領事館の休館日は、1年間の総休館日数が日本国内の公官庁と同数になるよう、米国と日本の祝日を調整して決めています。年間を通じた休館日をお知りになりたい方は、 当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/about main j.html#about closed

\_\_\_\_\_\_

# ◆在留状況・連絡先等の変更があった場合◆

在シカゴ日本総領事館では、テロや大規模災害などの緊急事態発生時等に日本人の皆様に直ちに情報の提供ができるよう、在留届を提出して頂いた方の在留状況・連絡先等の確認を行っています。転居やご帰国などにより在留届に記載された事項(住所、電話番号、メールアドレス、家族構成等)に変更があったものの、未だ当館へ変更届を提出していない方は、氏名(漢字およびローマ字)と生年月日を明記の上、変更事項を当館までご連絡下さい。

変更の届出を行っていないと、在留状況等を確認することができず、緊急事態発生時等に当館から情報の発信が行えませんので、必ず変更の届出を行うようお願いします。

### ◆パスポートの有効期間をご確認下さい◆

パスポートの申請から交付までには時間を要しますので、日頃から現在お持ちのパスポートの有効期間をご確認の上、早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館

# の領事業務につきましては、当館ホームページをご覧下さい。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con\_main\_j.html

<受信中止・Eメールアドレスの変更>

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/emailchange.html

<バックナンバー>

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/backnumber.htm

<在シカゴ日本国総領事館>

E-mail: ryoji1@cg. mofa. go. jp

URL: <a href="http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/indexjp.html">http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/indexjp.html</a>

Tel: 312-280-0400 Fax: 312-280-9568

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*